美祢市公式キャラクター「ミネドン」デザイン使用取扱要領

（趣旨）

第１条　この告示は、美祢市公式キャラクター「ミネドン」のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示におけるデザインとは、別図に掲げるデザインとする。

（使用の申請）

第３条　デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ美祢市公式キャラクター「ミネドン」デザイン使用承認申請書（別記様式第 1 号）に必要な書類を添付の上、市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)　報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

（使用の承認）

第４条　市長は、前条に規定する申請があった場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、デザインの使用を承認するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(1)　市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。

(2)　法令、公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

(3)　特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(4)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が使用するとき。

(5)　美祢市暴力団排除条例（平成 23 年美祢市条例第 25 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員等が使用するとき。

(6)　不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。

(7)　デザインの使用において、その表現が「ミネドン」のイメージを損なうと認められるとき。

(8)　この告示の規定に従わないおそれがあるとき。

(9)　デザインを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。

(10)　前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

２　市長は、前項の承認を行ったときは、美祢市公式キャラクター「ミネドン」デザイン使用承認通知書（別記様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

３　市長は、第 1 項各号のいずれかに該当するときは、デザインの使用を承認しないものとし、美祢市公式キャラクター「ミネドン」デザイン使用不承認通知書（別記様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（使用料）

第５条　デザインの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第６条　第４条第１項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　承認された目的及び内容のみに使用し、他の用途には使用しないこと。

(2)　市長の指示する条件に従うこと。

(3)　市が提供する画像データを使用すること。

(4)　デザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(5)　デザインを定められた使用方法と著しく異なる方法で使用しないこと。

(6)　裏返し又は規格外の展開、一部使用など、応用使用しないこと。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(7)　原則として、物品等には、「©美祢市」又は「美祢市公式キャラクターミネドン」の表記を付すること。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(8)　事前に見本を提出すること。ただし、見本の提出が困難な場合には、事後にその写真の提出をもって代えることができるものとする。

(9)　承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

（承認内容の変更の申請）

第７条　使用者は、承認された内容について変更しようとするときは、あらためて第３条に規定する申請を行い、その承認を受けなければならない。

（使用状況の報告等）

第８条　市長は、第３条ただし書の規定により使用の申請を省略した者に対し、デザインの使用状況について報告を求めることができる。

２　市長は、使用者に対し当該デザインの使用状況について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

（承認の取消し）

第９条　市長は、使用者に対しデザインの使用がこの告示及び承認の内容に違反していると認めるとき、又はデザインの使用の中止が必要であると認められるときは、当該承認を取り消し、又は必要な指示を行うことができる。

２　前項に規定する承認の取消しは、美祢市公式キャラクター「ミネドン」デザイン使用承認取消通知書（別記様式第４号）により行うものとする。

３　第１項の規定によりデザインの使用承認を取り消された者は、使用承認取消の通知があった日以降、当該承認に係る物品等を使用してはならない。

（責任の制限）

第10条　前条第１項の規定により、デザインの使用承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、市長はその責を負わない。

２　市長は、使用者がデザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合において、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（補則）

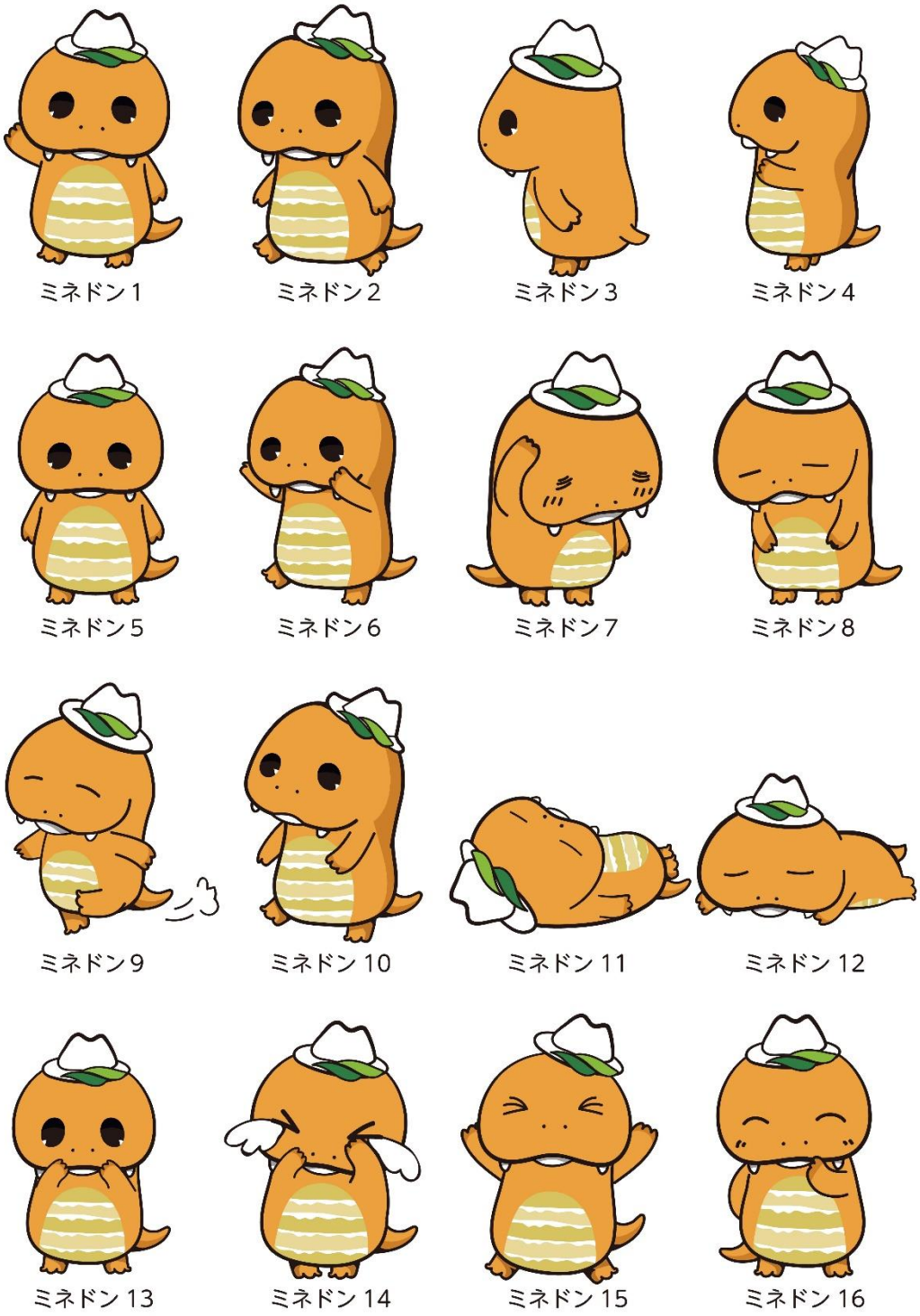
第11条　この告示に定めるもののほか、デザインの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年11月１日から施行する。

別図（第２条関係）

「ミネドン」イラスト



「ミネドン」観光スポット



ミネドン 17

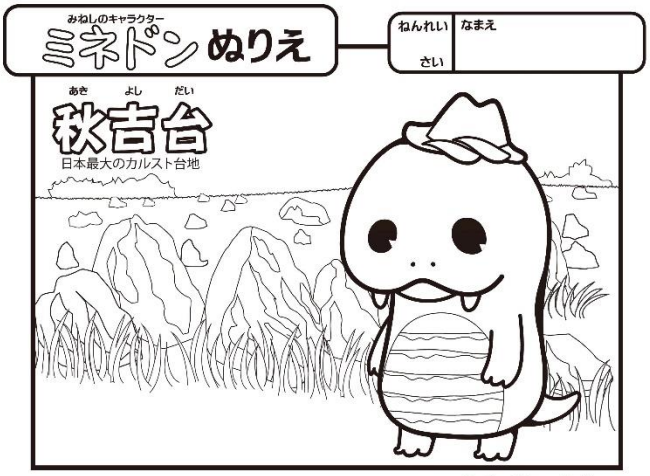


ミネドン 18

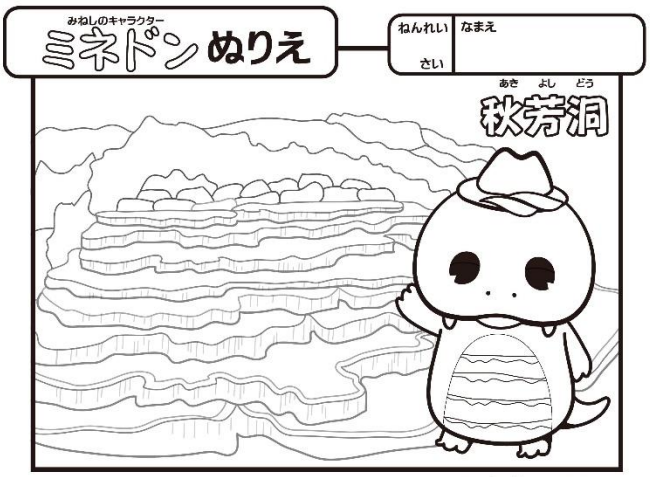


ミネドン 19

「ミネドン」ぬりえ



ミネドン 20



ミネドン 21



ミネドン 22

「ミネドン」ワッペン



ミネドン 23



ミネドン 24



ミネドン 25



ミネドン 26